令和 5 年度 自 己 点 検 評 価 書

> 令和 7(2025) 年 3 月 東京成徳大学

目 次

評	価機	構力	が定める	る基準	隼に	こ基	ţ -	Š <	ίÉ	3 6	크 함	平位	6	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	基準	1.	使命•	目的	5 •																				•				•		1
	基準	2.	内部質	保証	Ε.								٠			٠					٠										3
	基準	3.	学生•		•					٠														٠		•					7
	基準	4.	教育認	₹程・	•																					•					14
	基準	5.	教員・	職員	₹•																					•					17
	其 進	6	経堂•	管 理	ط ا	財	楘																								24

基準 1. 使命•目的

- 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映
- ① 学内外への周知
- ② 中期的な計画への反映
- ③ 三つのポリシーへの反映
- ④ 教育研究組織の構成との整合性
- ⑤ 変化への対応
 - (1) 1-1 の自己評価と事実の説明
- ①学内外への周知
- イ)使命・目的及び教育研究上の目的をどのように学生、教職員、役員、学外関 係者に周知しているか。

本学の使命・目的は、学校法人東京成徳学園寄附行為第3条および大学学則第1条にて「有徳有為な人間の育成」として掲げられている。これらは学生には『学生便覧』や大学ガイダンス、大学ホームページ、大学案内、学生募集要項、オープンキャンパス等を通じて周知している。教職員には『新人教職員ガイド』や『新入教員研修会資料』を配布し、役員・学外関係者には学園ホームページで情報提供を行っている。さらに、2020年にはブランドステートメント「多様性の中で共生し、新たな自分を発見するとともに、自らの信念をもって未来をデザインする人材を育成します。」を策定し、BRAND CONCEPT BOOK や動画などを通じて広く周知している。

②中期的な計画への反映

イ) 使命・目的及び教育研究上の目的を中期的な計画に反映しているか。

学園の中期事業計画(2017年度~2025年度)において、使命・目的を具体的な目標として設定している。現在、第3期目に入り、各学部・学科レベルで目標達成に向けた取り組みと振り返りを毎年実施し、継続的な発展を図っている。

③三つのポリシーへの反映

イ)使命・目的及び教育研究上の目的を三つのポリシーに反映しているか。

学校教育法施行規則に基づき、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を策定している。2015年策定の「東京成徳ビジョン100」を受けて、2021年度にこれらのポリシーを改定し、使命・目的との一貫性を強化した。

④教育研究組織の構成との整合性

イ)使命・目的及び教育研究上の目的を達成するために必要な学部・学科などの 教育研究組織を整備しているか。 使命・目的の達成に向けて、国際学部国際学科、応用心理学部臨床心理学科・健康・スポーツ心理学科、子ども学部子ども学科、経営学部経営学科、大学院心理学研究科の4学部5学科1研究科を整備している。また、基礎・教養教育センター、グローバル教育センター、大学院心理・教育相談センター、実習センター、入試・広報センター、就職支援センターなどの専門機関を設置し、教育研究活動を支援している。

⑤変化への対応

イ) 社会情勢や組織の改編などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育研究 上の目的の検証を行っているか。

2015年の「東京成徳ビジョン 100」策定時に使命・目的の検証を行い、グローバル人材の育成を重点目標とした。2020年にはブランドステートメントを策定し、使命・目的の再認識を行った。さらに、外部評価委員会や就職先アンケートを通じて社会のニーズを把握し、教育研究上の目的の検証と改善を継続的に実施している。

以上の取り組みにより、本学は使命・目的及び教育研究上の目的を適切に反映 し、学生・教職員・学外関係者に周知するとともに、中期計画や三つのポリシ ー、教育研究組織の整備に活かしている。また、社会情勢や組織の変化に応じて 使命・目的の検証と見直しを行い、教育の質の向上と社会貢献に努めている。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

- ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
 - (2) 2-1 の自己評価と事実の説明
- ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
- イ) 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

本学は、内部質保証に関して学則第2条第1項に、「本学は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている。また、第2項では、「本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする」としている。

口) 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

内部質保証のための恒常的な組織体制を整備している。第一に、自己点検・評価の中核組織として大学運営委員会を設置し、大学全体の自己点検・評価・改善を行っている。第二に、その方針の下に教育研究改善(自己点検・評価)委員会があり、主に教育研究面での自己点検・評価・改善を担当している。第三に、教育研究改善(自己点検・評価)委員会のもとで、自己点検評価書編集委員会、企画・IR室、SD・FD活動推進委員会が具体的な点検・改善活動を支援している。第四に、教職員だけでなく学生や学外の意見を取り入れるために、学生代表者委員会や外部評価委員会を設けている。

ハ)内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

内部質保証の責任体制も明確になっている。内部質保証に関する取り組みは全て教育研究改善(自己点検・評価)委員会が指揮しており、各組織の長が責任を持って質保証に取り組んでいる。最終的な取り組みの結果は、この委員会へ報告され、委員長である学長へと報告される仕組みである。このように、組織全体で連携しながら質保証活動を推進している。

以上の取り組みにより、本学は内部質保証に関する全学的な方針を明示し、恒常的な組織体制と明確な責任体制を整備している。これにより、教育の質の向上と社会的使命の達成に向けて、継続的かつ組織的な自己点検・評価・改善を実施している。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 ②IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析
 - (2) 2-2 の自己評価と事実の説明
- ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

イ) 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

本学では、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。具体的には、日本高等教育評価機構が定める評価基準に合わせ、隔年で『自己点検評価書』を作成している。この作成過程において、評価の根拠となる資料をエビデンス集としてまとめ、点検・評価を行っている。

ロ) エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。

毎年度各教育組織や機関の PDCA 報告書及び教員個人の PDCA 報告書とティーチングポートフォリオを作成し、学長に提出しており、これらの取り組みにより、エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的かつ継続的に実施している。

ハ)自己点検・評価の結果を学内で共有しているか。

自己点検・評価の結果は学内で共有されている。完成した自己点検評価書は、教育研究改善(自己点検・評価)委員会に報告され、その後、大学運営委員会・各学部・大学院の教授会・研究科委員会に報告されている。これにより、全学で情報を共有し、改善に向けた共通の理解を深めている。また、外部向けには電子データ版を大学ホームページの「情報公開-自己評価報告書」ページに公表し、学内外の広い範囲で閲覧可能としている。

②IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 二)現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を整備してい るか。

本学には、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施するために企画・IR室を設置している。同室はアセスメントポリシーに基づき、毎年度各種調査を全学で実施し、情報の収集・分析・共有を行っている。これにより、的確な現状把握と課題の抽出が可能となっている。

以上の取り組みにより、本学は内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を、エビデンスに基づき定期的に実施している。その結果を学内で共有し、全学的な改善に努めている。また、企画・IR 室の設置により、調査・データの収集と分析体制を整備し、内部質保証の強化を図っている。これらの活動を通じて、教育の質の向上と大学の発展に向けた継続的な改善サイクルを確立している。

2-3. 内部質保証の機能性

- ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用
- ③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性
 - (2) 2-3 の自己評価と事実の説明
- ①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

イ) アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境 などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備している か。

本学では、学生の意見・要望を適切にくみ上げるシステムを整備している。具体的には、各種アンケート調査を年一回実施し、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望を収集している。また、学科が選出した学生を中心に学生代表者委員会を組織し、年一回直接意見を聴取する機会を設けている。これにより、対話を通じて学生の声を積極的に取り入れているようにしている。

ロ) 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映して いるか。

収集した学生の意見・要望は、教育研究改善(自己点検・評価)委員会に報告され、分析結果をもとに教育研究や大学運営の改善・向上に反映している。具体的な改善事項については、レビューを行い、対応可能なものから順次改善に着手している。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

イ)学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善 善・向上に生かす努力をしているか。

学外関係者の意見・要望を収集するため、外部評価委員会や就職先アンケートを年一回実施している。これらの意見は教育研究改善(自己点検・評価)委員会に報告され、大学運営の改善・向上に生かしている。学外からの視点を取り入れることで、社会のニーズに応じた教育提供を目指している。

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組 みの確立とその機能性

イ) 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に反映しているか。

三つのポリシーを起点とした調査を行っている。学修調査、学修行動、卒業時アンケート、卒業後アンケート、就職先アンケートの結果をFD活動で活用し、本学のディプロマ・ポリシーの達成度を分析・検証している。これらのアンケート調査結果を踏まえ、教育研究内容の改善・向上を図り、カリキュラムや教育方法の見直しを行っている。

口) 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえ た中期的な計画に基づいた大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組 みが機能しているか。

自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた中期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。認証評価における改善事項は、中期事業計画に組み込み、実施結果の把握を行っている。これにより、計画的な改善活動を推進している。

ハ) 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外 関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。 自己点検評価報告書及び認証評価の結果については、本学ホームページに公表し、積極的に情報を公開している。これにより、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努めている。透明性の高い情報公開を通じて、大学の取り組みを広く周知し、信頼性の向上に寄与している。

以上の取り組みにより、本学は学生や学外関係者の意見・要望を的確にくみ上げ、それらを教育研究や大学運営の改善・向上に反映している。内部質保証の仕組みが有効に機能しており、継続的な品質向上に努めている。

基準3. 学生

3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己評価と事実の説明

【大学全体評価】

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

イ)アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学では、全学及び各学科においてアドミッション・ポリシーを定めており、 大学ホームページ、大学案内、オープンキャンパスなどを通じて周知している。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

イ) アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備しているか。

入学者の受入れでは、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜制度を整備し、公正かつ妥当な方法で選抜を行っている。このため、総合型入試、学校推薦型入試、小論文や面接試験など多様な方法で入学者の適性を評価している。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

イ) 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

多くの学科は定員を下回ることなく、学生を適切に確保している。一部の学科では志願者数の減少や定員不足の問題があるが、広報活動やオープンキャンパスの強化などで解決を図っている。

【学科別評価】

<国際学部>

総合型入試の問題作成、入試当日の体制、入試結果の評価にほぼ全員の専任教 員が参加しており、適切な体制で公正かつ妥当な方法で選抜を行っている。

英語圏留学コースは定員割れを生じており、学科全体としても定員割れの状況が続いている。

<臨床心理学科>

基礎学力や勉学意欲が不十分な学生が入学している例があるが、対策として補習や学修支援を行っている。

入学者選抜制度を整備し、適切な体制のもとで公正かつ妥当な方法で実施している。 入学定員を確保している。

<健康・スポーツ心理学科>

総合型選抜および学校推薦型選抜における書類審査の評価項目として「学科適合度」を設定している。面接時の評価項目として「健康・スポーツ心理学科について理解している」と「自分の将来を見据えた大学での学びについての明確なイメージがある」を設け AP に沿った入学者選抜を行っている。

健康・スポーツ心理学科は入学定員 60 名のところ、2022 年度 61 名、2023 年度 65 名の入学者がおり、入学定員に対して適切に確保している。

<子ども学部>

アドミッション・ポリシーの条件に適った受験者が近年減少しているため、広報活動の強化を行っている。

現在、入学定員に対して超過や不足はなく、学生を適切に確保している。

<経営学部>

2022 年度以降、入学定員を下回る入学者数となっているが、広報活動を強化し改善を図っている。

<大学院>

入学定員を確保している。⇒修士課程は 2022 年度以降入学定員を下回っているが、国家資格「公認心理師」に対応するため、入学生の質の充実を図っている。

3-2. 学修支援

- ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- ②TA (Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実
 - (1) 3-2 の自己評価と事実の説明

【大学全体評価】

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

イ) 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

学修支援について、全学的に教職協働による方針・計画・実施体制を整備し、 運営を行っている。学修支援課やキャリア支援課と連携し、学生一人ひとりに対 してきめ細やかな指導を行っている。

②TA (Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

イ)学修支援のために、TA や SA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

学修支援として、TA・SA の活用に努めている。

ロ) オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

全学科でオフィスアワー制度を実施している。

ハ)障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

障がいを持つ学生への合理的な配慮を行う体制を備え、要望があれば合理的な 支援を提供することができる。

二)中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

中途退学や休学、留年を防止するため、各学部の履修規程において成績不振学生に対する「特別アドバイス制度」を設けている。各学部学科は本制度の実施要領に基づき、学生との面談を通して個々の学生の事情に応じた学修の助言などを行うことにより、中退者の防止に努めている。

【学科別評価】

<国際学部>

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

オフィスアワー制度の利用機会は少なかったため、利用促進のための施策を検 討している。

身体障がいを申告している学生はいないが、留学手続き中に学習面での障がいの申し出があり、合理的に対応したケースがあった。

担任制度により学生のさまざまな相談に応じており、必要に応じて個別指導を行っている。

<臨床心理学科>

学修支援課との教職協働により、適切に整備・運営している。

修士課程の院生を TA として活用し、授業の効果を高めている。

クラス担任教員が入学時アンケート結果を精査し、特別アドバイスやゼミ担当 教員による面談等で中途退学防止に努めている。

<健康・スポーツ心理学科>

1年生の基礎ゼミ $I \cdot II$ 、2年生の基礎ゼミ $III \cdot IV$ にそれぞれ SA を 1名ずつ配置している。特に $1 \cdot 2$ 年次の基礎ゼミの授業では、学生の大学への適応を促進するよう各担当教員が心掛けており、SA の配置により中退・休学等の防止を図っている。

<子ども学部>

教務委員会を中心とした教職協働体制を整備し、教務に関する事項について検 討している。

TA 等の活用は行っていないが、免許・資格にかかる学外実習において、実習指導を担当する実務経験者を配置している。

実習における配慮が必要な学生については、診断書を実習担当教員に提出する ことで、実習先への配慮を行っている。

<経営学部>

学修支援については、学修支援課と協働する体制を整備している。

夏休みのプログラミング特別演習にてTAを活用しているが、学修面において上級生と下級生との間の交流機会を増やす必要があることが認められている。

<大学院>

学生への学修支援に関する教職協働による方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

研究科の院生が学部授業の TA として貢献している。

論文指導教員や実習指導教員が学生に個別対応し、研究科教員会議で共有している。

3-3. キャリア支援

- ①教育課程におけるキャリア教育の実施
- ②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己評価と事実の説明

【大学全体評価】

①教育課程におけるキャリア教育の実施

イ)キャリア教育を教育課程に取入れ、適切に実施しているか。

各学科において、キャリア教育を教育課程に取り入れ、適切に実施している。 各学年に対応したキャリアデザインやインターンシップなどのキャリア科目を設 け、学生の将来設計や進路支援の学修を行っている。

②キャリア支援体制の整備

イ)卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

キャリア支援課と協同して、進路相談や助言体制を整備し、卒業後の進路について適切にサポートしている。学科では、学生一人ひとりの希望や適性に応じた個別相談や支援を行い、社会で活躍できる人材の育成を目指している。

学科ごとにキャリア支援に関する現状や改善策が示されており、学生のニーズ に沿った対応を行っている。

【学科別評価】

<国際学部>

キャリアデザイン科目では、先輩学生をコメンテーターとして授業に招き、質 疑を行うなど在学生を活用している。

卒業後の進路に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

学生からの海外就職や韓国の大学への編入学、ワーキングホリデー制度の利用 に関する相談に適切に対応している。

<臨床心理学科>

1年次にキャリアデザイン I (必修)、3年次にキャリアデザイン II (選択)を 開設し、さらにキャリアデザイン演習でインターン経験を奨励している。

キャリア支援課が学生との個別相談を行い、助言・指導する体制を整えている。

<健康・スポーツ心理学科>

1年次必修「キャリアデザインⅠ」、2年次選択「キャリアデザインⅡ」、3年次選択「キャリアデザインⅢ」「キャリアデザイン演習」「インターンシップ」を開設している。

学科担当のキャリア支援課員との緊密な連携のもと、定例の学科会議で各学生の卒業後の進路に関する状況確認を行うことをルーティーン化している。

<子ども学部>

3年次に卒業必修科目として「キャリア形成 A」(前期)、「キャリア形成 B」(後期)を開設している。

1,2年次はクラス担当、3,4年次はゼミ担当の教員が、卒業後の進路に対する相談・助言に応じている。

<経営学部>

1年次から3年次まで必修科目としてキャリア教育を実施している。

キャリア支援課が学生との個別面談の機会を提供している。

<大学院>

修了生との同窓会ネットワークの整備が課題となっている。また、公認心理師・臨床心理士の受験支援講座を開設している。

3-4. 学生サービス

- ①学生生活の安定のための支援
 - (1) 3-4 の自己評価と事実の説明
- ①学生生活の安定のための支援
- イ)学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

本学では学生サービスを提供するためにキャンパス学生委員会を組織しており、各学科の委員とキャンパスライフ支援課が定期的に情報共有と課題の検討を行っている。

ロ) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

身体の健康管理には保健室が設置され、非常勤の看護師が対応している。心の ケアについては学生相談室に非常勤のカウンセラーが常駐している。また、クラ ス担任やゼミ担当教員も個別に学生のケアを行っている。

学生の心身の支援状況は「保健管理センター」で集約されている。

また、障がい学生支援委員会やハラスメント防止委員会も設置され、特定の悩みを抱える学生への支援体制が整備されている。

ハ) 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、自治体独自の奨学金、保育士修学支援制度があり、奨学金事務のサポート体制を整えている。さらに、学園独自の学修継続支援制度を導入し、学生の家庭状況に合わせて学費負担の軽減を図っている。

3-5. 学修環境の整備

- ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
- ②図書館の有効活用
- ③施設・設備の安全性・利便性
 - (1) 3-5 の自己評価と事実の説明
- ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営
- イ)教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備 し、適切に管理運営しているか。

本学では、教育研究活動を支えるために必要な施設・設備を整備し、日々の管理・運営に努めている。教育研究の目標に合わせた学習環境の提供を最優先にし、最新の教育機器の導入や教室の再配置、定期的な施設点検と保守管理を行っている。

定期的な施設点検と保守管理を行い、適切な修繕計画に基づいて運営している。これにより、教育・研究活動を円滑に進めるための物理的基盤を確保している。

口)快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

2023 年度から導入した「UNIVERSAL PASSPORT」を通じて、履修科目や成績情報の確認、大学からの連絡の閲覧、学修課題のやり取りなどを一元的に行える環境を整備している。また、本システムの LMS 機能は、学修課題のやり取りが本ポータルサイト上で行えるようになったため、以前に代わり一元的に操作ができ、使い勝手が向上した。

さらに学修ポートフォリオシステム機能には、学修成果の可視化機能が備わっており、各教育組織のディプロマ・ポリシーと GPT (Grade Point Total) を紐付けた学生の学修到達度が測定できるようになった。この機能を活用することで、学生は学修到達度に基づく成長実感を得ることができ、かつ教員は個別の学修計画・指導がさらに効果的に行えるようになった。

ハ)ICT 環境を適切に整備しているか。

ICT 環境の整備にも注力しており、リモート学習やハイブリッド授業に対応するために最新の通信インフラを導入し、学内ネットワークの安定性・高速化を図っている。すべての教室に Wi-Fi 環境を完備しており、学生と教員が円滑に教育活動を行えるようにしている。学生の ICT リテラシー向上を目的としたサポート体制やヘルプデスクも設置している。

②図書館の有効活用

イ) 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報 資料を提供しているか。

学部学科によって差異はあるものの、概ね必備と思われる図書は収納されている。

③施設・設備の安全性・利便性

バリアフリー対応においては、エレベーターやスロープ、手すりの設置、多機能トイレの整備など性別や障がいに関係なく利用できる環境を提供している。さらに、国際学生へのサポート体制も整えている。定期的な耐震診断や修繕を実施し、安全性の確保に努めている。

口)施設・設備の安全性(耐震など)を計画に基づき適切に管理しているか。

本学には、1981年以前に建設された建物(旧耐震基準)の該当は無いものの、 施設・設備の安全性確保のため、定期的に施設課による巡回点検等の取り組みに よって、教育研究上の目的を達成するための適切な施設運営を維持し、多様な学生が安全かつ快適に学べる環境を提供している。

基準 4. 教育課程

- 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定
- ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知
- ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修 了認定基準などの策定と周知、厳正な適用
- (1) 4-1 の自己評価と事実の説明
- ①ディプロマ・ポリシーの策定と周知
- イ)ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

ディプロマ・ポリシーを定め、学生便覧や大学ホームページに掲載し、すべての学科で周知している。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修 了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

イ) ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

ディプロマ・ポリシーを踏まえて定められた単位認定基準、進級基準などについては、学科ごとに定められており、学生便覧やホームページを通じて、学生に 周知している。

ロ) ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に 定め、周知し、厳正に適用しているか。

ディプロマ・ポリシーをふまえた卒業認定基準や修了認定基準も学科ごとに適切に定め、学生便覧やホームページに掲載し、厳正に適用している。

学生への周知については、具体的には、各授業の冒頭にディプロマ・ポリシーと当該科目との関係を説明し、成績評価基準についても明示している。

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施
 - (1) 4-2 の自己評価と事実の説明
- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

イ)カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

カリキュラム・ポリシーをすべての学科で定め、学生便覧や大学ホームページ に掲載し、周知している。

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

イ) カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保してい るか。

また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性がすべての学 科で確保されている。

- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- イ) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している か。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程が全学科で編成・実施され、確認されている。

ロ)シラバスを適切に整備しているか。

すべての学科で大学のガイドラインに基づき整備されている。

ハ)履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫 を行っているか。

履修登録単位数の上限設定も全学科で行い、単位制度の実質を保つための工夫がなされている。

二)教養教育を適切に実施しているか。

教養教育も全学科で適切に実施されている。

ホ)アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

Teams や UNIPA を活用し、教員と学生の相互のコミュニケーションを取り入れた教授方法が採用されている。

へ) 授業を行う学生数 (クラスサイズなど) は、教育効果を十分上げられるよう な人数となっているか。

授業を行う学生数も適切に設定され、十分な教育効果を上げている。

語学授業において、レベル別クラス編成を行い、教育効果を上げられるような 授業を行っている。

子ども学部では、指定保育士養成施設としての運営において、毎年定期的な自己点検を実施している。

4-3. 学修成果の把握・評価

- ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
- ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果 のフィードバック
 - (1) 4-3 の自己評価と事実の説明
- ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用
- イ) 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明 示しているか。

学修ポートフォリオシステム等を用いてディプロマ・ポリシーに基づく学修成 果を明示している。これにより、学生の学修成果を把握できる。

口) 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時 の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な 尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。 学生の学修状況、資格取得状況、就職状況、学修行動・成果の調査、卒業時アンケート、就職先アンケートなどの結果を、各学科にて多様な指標に基づき学修成果を把握・評価している。

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果 のフィードバック

イ) 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィー ドバックしているか。

これらの把握・評価した結果は、教育内容や教授方法、学修指導の改善にフィードバックされ、教育改善に役立てられている。

また、学生の学修成果の目標ともなるディプロマ・ポリシーの各項目に応じた UNIPA の GPT (Grade Point Total) チャートを用いて、年度ごとの学修成果を学生・教員ともに把握できるようになっており、学修計画や学習指導へと役立てている。

基準 5. 教員・職員

- 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性
- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- ②権限の適切な分散と責任の明確化
- ③職員の配置と役割の明確化
 - (1) 5-1 の自己評価と事実の説明
- ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- イ)学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備 しているか。

学則第7条の2において、「学長は校務について決定し、その責任を負う」と定め、学長の権限と責任の明確化を図っている。また、学長の権限と責任を補佐するために副学長を配置している。

学長が校務を決定するにあたり、学則第8条で全学的な教育研究に関する重要 事項については大学運営委員会が、学則第9条で学部の教育研究に関する事項に ついては各教授会が、それぞれ審議し、学長に意見を述べることとしている。

また、学則第9条の2で学長は教授会に代わる機関を設置し、教育研究に関する事項を専門的に審議させ、その意見を聴くことができることとしている。

学長の直轄の組織として、企画・IR 室を設置している。企画・IR 室は、教育研究に関する各種データの収集・分析、学生の学修動向、教育の成果等に関する調査の実施・解析並びに教学に関する情報提供等を行うことで、学長の意思決定を支援している。同様に、入試・広報センター、就職支援センター、実習センター、基礎・教養教育センター、グローバル教育センターを設け、各センター業務における意見や提案等を学長に直接反映できる体制を設けている。企画・IR 室長、各センター長は、大学運営委員会の構成員となり、組織上は学長の下に位置付けられていることから、学長に意見や提案等を行える仕組みになっている。

また、学長が委員長となる主な委員会として、教育研究改善(自己点検・評価)委員会、SD·FD活動推進委員会、学長を補佐する委員会として、全学教務委員会、ホームページ運営委員会、図書館運営委員会を設置している。特に、教育研究改善(自己点検・評価)委員会は学長が委員長となり、教職員はもとより、学生代表者委員会、外部評価委員会など教職員以外の学内外の意見を聴取しながら、全学的な教育研究の改善を図っている。

さらに、学長の意見を聴いて理事長が任命する「アドミッション・オフィサー」「教学マネジメント・オフィサー」「カリキュラム・コーディネーター」を学長の下に配し、学長は教学や入学選抜のマネジメントに関する職務を遂行するにあたり、これらから意見を聴くこととしている。

このように本学の意思決定は、学長が各組織、補佐体制、学生代表者、学外有識者の意見を聴取し、教育研究に関する事項の意思決定を行う体制をとっている。

これらの体制のもと、学長は、全学の審議機関である大学運営委員会では議長として議事を進行し、自らの提案事項を審議決定するなど、会議を主導している。

また、各学部の教授会にすべて出席し、必要に応じて意見を述べるなど指示・助言を行っている。さらに、学部間の共通議題などについて、事前の意見交換、共通認識醸成のために学部長等会議(理事長、法人本部・大学事務局幹部も出席)を主宰している。

大学運営委員会、各教授会は、審議事項について学長に意見を述べることができるが、その決定は最終的に学長が行うこととなっている。

その他、学長を補佐する各組織や委員会等は、学長の指示の下に校務を遂行している。

退学、除籍、表彰、停学などの学生の学籍異動や賞罰の手続きについても、学 則及び大学院学則等により、教授会や研究科委員会の意見を聴取して学長が行う こととなっている。

以上により、学長のリーダーシップの体制は確立され、適切に発揮されている。

②権限の適切な分散と責任の明確化

イ) 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

本学は、大学の使命・目的を達成するために、「5-1-①」で示したように、学長のリーダーシップの下に、大学運営委員会、教授会、学長が委員長となる各組織、意思決定を補佐する委員会等を配置することで、大学の意思決定における各組織の権限と責任が明確に定められている。また、学長を補佐するために副学長を配置し、「東京成徳大学副学長選任規程」に役割を定め、体制の強化を図っている。

ロ) 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している か。

教授会については、学則第9条によって「学部の教育研究に関する重要事項を 審議するため、教授会を置く」と定められている。その役割については、教授会 規程を定めて明確化し、それに従って運営している。

また、学長は、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」を学長裁定として定め、ネットワーク上で参照できるよう周知を図っている。

学籍異動や賞罰の手続きも、教授会等の意見を聴取して学長が行っている。 以上から、大学の意思決定の権限と責任の明確化が図られ、適切に行われている。

③職員の配置と役割の明確化

イ)教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を 明確化しているか。 事務局に組織される各課は、以下に掲げるように各課に必要とする職員を配置して、「東京成徳大学事務組織規程」に定められた分掌に基づく業務を行い、その責任を負う。

学長が決定した、教育研究事業の業務は、学部・学科、研究科並びに教務課、 学修支援課を中心とする事務局の各課において行っている。全学組織・委員会に は教職協働の観点から、事務局長や課長が委員として出席し、方針や施策立案に 参画している。

事務局各課においては、それぞれの事務分掌に基づき業務を遂行し、その責任 を負うこととしている。

また、各学部に共通する業務を執行する組織として入試・広報センター、就職 支援センター、実習センターを設置するとともに、アドミッション・オフィサ ー、教学マネジメント・オフィサー、カリキュラム・コーディネーターを任命 し、全学的な業務執行体制の強化並びに教学マネジメントの機能性の向上を図っ ている。

口)職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。 職員の採用・昇任の方針に基づく規則については、就業規則のほか、「学校法人 東京成徳学園職員の採用・昇任等に係る規程」(2023(令和5)年4月制定)を 定め、適切に運用している。

5-2. 教員の配置

- ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置
 - (1) 5-2 の自己評価と事実の説明
- ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置
- イ)設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

教員組織は、各学部・学科、大学院の目的、教育課程に応じた専任教員を配置 し、表 5-2-1 の通り、各学部・学科、大学院とも設置基準必要な教員を上回る教 員数を配置している。

<表 5-2-1 教員数>

【学部】

令和 5(2023)年 5月 1日現在

			専任教	員数		設置基準上	設置基準上		
	教 授	准教授	助教	計	必要専任教員数	必要専任教授数			
国際学部	国際学科	9	3	3	15	10	5		
	国際学部計	9	3	3	15	10	5		
応用心理	臨床心理学科	9	11	2	22	7	4		
学部	健康・スポーツ心理学科	3	3	1	7	6	3		
Л	12	14	3	29	13	7			
子ども学部	子ども学科	11	9	2	22	10	5		
子ども学部計			9	2	22	10	5		
経営学部	経営学科	7	9	0	16	14	7		
	7	9	0	16	14	7			
大学全体の収容定員に応じ定める 専任教員数					_	23	12		
	合 計	39	35	8	82	70	36		

【大学院】

研究科・専攻	専	任 教	数 員	数	設置基準 上必導教 完計	設置基準生生生産の変数のである。	研究指導教 員数及び研 究指導補助 教員数	研究指 導教 数	研究導 期員	兼担 教員数	備考
	教 授	准教授	助教	計	員数	補助教員数合計	合計	,,,	数		
心理学研究科臨 床心理学専攻	0	0	0	0	2	5	14	13	1	18	兼担者は
合 計	0	0	0	0	2	5	14	13	1		学部 所属

また、教職課程認定基準に関する教員数やその他の資格についても、法令等に 定める必要人員を上回る教員を配置している。

口)教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

本学では、教員の採用・昇任は、「東京成徳大学教員選考規程」に定め、本学が目指す教育目的を実現し教育課程に即した人材を得るために、採用・昇任候補者の専門性・能力・経験・実績・年齢等を勘案して、学長を委員長とし学部長・学科長等で構成する「東京成徳大学人事委員会」(以下「人事委員会」という。)で審議し、それをもとに学長が最終候補者を上申し理事長が決定している。

採用については、個別案件ごとに学科が作成した募集要項を人事委員会において審議し、募集(原則、公募)を開始する。次に応募者の審査を学科での審査を踏まえ人事委員会で行い、学長が上申した最終候補者を理事長が決する手続きを取っている。

昇任についても、同規程の任用条件に準じて学科から候補者が推薦され、人事 委員会の意見を徴した後、理事長専決としている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

- ①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
- ②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
 - (1) 5-3 の自己評価と事実の説明
- ①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施
- イ) 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に 実施し、見直しを行っているか。

本学では、全教職員を対象とした全学 SD・FD 研修会を年3回実施している。研修会は、本学の教職員として共通にもつべき知識や各組織の業務に即した知識や能力の修得並びに戦略的な企画能力の向上、管理運営能力向上等を目的としており、全教職員が年1回以上参加している。

また、半期ごとに公開授業を行っており、全ての専任教員が1つ以上の授業科目を公開している。専任教員は2つ以上の授業を見学することとしており、見学後はコメントをすることで、教育内容や教育方法の向上を図っている。

各学科においては、授業評価アンケートの検証や学生教育改善委員との話し合いによって授業改善を行っている。加えて、各学科の特性に合わせた FD を実施しており、これらの FD 活動を通じて、教育内容・方法などの改善に努めている。

②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

イ) 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直し を行っているか。

事務職員の SD 活動については、「十条台キャンパス事務職員 SD 委員会内規」に基づいて設置された事務職員 SD 委員会(以下、「委員会」)が中心となり、事務職員の資質・能力向上を図ることを目的として組織的に実施している。委員会は年間実施計画を策定し、勉強会や研修会参加報告会の開催、事務局インターンシップ及び新入職員研修等を実施している。これらの実施計画及び活動報告は毎年度、東京成徳大学・東京成徳短期大学 SD·FD 活動推進委員会に報告し、全学的なSD 活動の一環として行っている。事務局インターンシップでは、他課等の業務を知ることにより、所属課や担当業務との関係等について認識するとともに、違う視点で 他課等の業務チェックを行うことが可能であり、受入組織は業務改善を図る機会を得ることを目的とし ている。受入組織が業務研修内容を示し希望者が参加、実施期間は 半日から 5 日以内 を想定している。実際はそれぞれ担当業務の都合により1日程度 である。

委員会での実施計画のほか、担当業務に関連する外部の各種研修会やセミナー 等への参加を推奨し、情報の入手や専門的なスキルアップの向上を図っている。

また、毎年係長以下の職員に対して、職員の指導・育成による人材の活性化を 図るべく業務上の目標設定と成果、及び資格取得などのスキルアップを促進する など所属課長が人事面談を実施し、業績評価と評価基準(ルーブリック)による 行動特性の評価を行っている。

以上の SD 活動を通じて事務職員の資質・能力向上に努めている。

5-4. 研究支援

- ①研究環境の整備と適切な管理運営
- ②研究倫理の確立と厳正な運用
- ③研究活動への資源の配分
 - (1) 5-4 の自己評価と事実の説明
- ①研究環境の整備と適切な管理運営
- イ)快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

本学の専任教員には個室の研究室が貸与され、各室にはインターネット環境が整備されており、研究活動の場として有効に活用されている。専任教員は、後に述べる個人研究費等により必要とする研究機器・図書等を購入し、それぞれの専門とする分野の研究に有効に活用している。

公的研究費の支給を受けた教員に対しては、研究時間の確保を確実にするために、本人の希望により、研究代表者が担っている業務のうち研究以外の業務の代行に係る経費について、研究費からの支出を可能とする「バイアウト制度」を導入しているが、これまで利用実績はない。

教員が研究活動の成果を発表する場として、各学部・学科、大学院の研究紀要 委員会等が毎年研究紀要を刊行している。研究紀要は、大学のホームページ上に 掲載し広く内外に公開している。各教員の研究業績はホームページ上に掲載し、 毎年更新している。

また、専任教員が研究成果に基づき起業した事業が大学発ベンチャーと認定された場合には、それを支援するために、平成27(2015)年11月に「東京成徳大学発ベンチャーの認定及び支援に関する規程」を整備している。

学生・大学院生の学修・研究環境としては、教室・ゼミ室・院生用研究スペース、図書館、ICT環境、ピアノ練習室、運動施設などがある。教室については、講義用だけでなく造形や身体表現用の教室を設けている。図書館には、ラーニング・コモンズ用のエリアを設けている。これらの施設の満足度については、「学生生活満足度調査」で調査している。2023年度の調査では、実際に利用した学生(「利用したことがないので分からない」除く)のうち、「満足・まあまあ満足」と回答した学生の割合は、教室・ゼミ室・院生用研究スペース(広さ、設備等)では学部生81.6%、院生66.7%、図書館では学部生94.3%・院生100%、パソコン環境(機能及び台数)では学部生87.0%・院生75.0%、運動施設では学部生82.1%・院生0%、とまずまずの評価であった。

教員の研究環境に関する要望調査は、2023年度は実施していないが、ネットワーク環境については、教職員の意見を踏まえ、改修工事を行い改善された。

②研究倫理の確立と厳正な運用

イ)研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

教員は研究者として研究を行うに当たり、専門家として社会の負託に応えるとともに、常に倫理的な判断と行動をとることが求められることから、本学は「東京成徳大学における研究者等の行動規範」を制定し、研究の信頼性及び公正性を確保し社会から信頼と尊敬を得ることを教員に求めている。その内容は、法令の遵守、不正行為の防止、説明責任、差別の排除、公正な研究資金の使用など研究者が遵守すべき事項を列挙している。令和元(2019)年4月に本年は研究倫理の骨格となる研究倫理規程を新たに制定し、すでにある研究倫理関連の各種規程間の整合をとった。関連してこれまで未作成であった知財関連の規程類も整備を図り、合わせ知財ポリシーを策定した。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(令和3年2月1日改正)」に伴い、啓発活動の実施委員会(研究倫理委員会)を規定、あわせて、公的研究費不正防止計画を改正し具体的な行動目標を定め、不正防止対策の強化を図っている。

本学の応用心理学部、子ども学部及び心理学研究科においては「人を対象とする研究」が行われることから「研究倫理委員会規程」を制定し、研究の実施に際しては上記「研究者等の行動規範」に基づき研究実施計画及び研究成果公表計画の適否等について事前に審査を行うこととしている。

③研究活動への資源の配分

イ)研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(ResearchAssistant) などの人的支援を行っているか。

本学では、物的支援やRAなどの支援は行っていないが、研究活動を推進するため、各学部・研究科の専任教員に個人研究費及び研究旅費を配分し、研究機器・ 学術図書等の購入、及び学会出張などに有効に使用されている。

各学部・学科、大学院の教育研究図書の購入に充てるため、図書購入費が配分され、各学部等は計画的に専門図書、学術雑誌等を購入し、研究活動に活用している。

さらに、科学研究費補助金を獲得した教員が所属する学科・研究科には、間接 経費の2分の1が配分され、学科等の研究活動推進のために使用されている。

口)研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

また、本学の研究活動をさらに推進するため、科学研究費申請を検討している 課題に対して、研究費の配分とは別に、学長裁量経費に基づく活動支援を公募 し、当該研究費を配分する制度を設けている。大学運営委員会にて学長から公募 の説明があり、各教授会及び研究科委員会で大学運営委員会報告として周知し、 申請内容や採択結果についても報告するなど各教員が公的研究費に積極的に応募 し、その獲得に努めることを大学運営委員会等で奨励している。

基準 6. 経営・管理と財務

- 6-1. 経営の規律と誠実性
- ①経営の規律と誠実性の維持
- ②環境保全、人権、安全への配慮
 - (1) 6-1 の自己評価と事実の説明
- ①経営の規律と誠実性の維持
- イ)組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を誠実に行っているか。

本学の経営は「学校法人東京成徳学園寄附行為」(以下「寄附行為」という。) 及び「東京成徳大学学則」等に基づいて執行されている。

寄附行為では、理事会を学校法人の決議機関と定め、理事長が代表理事となり、学校法人東京成徳学園(以下「学園」という。)の業務を総理することとしている。また、評議員会を設置し、理事長は定められた事案について、あらかじめ評議員会に諮ることとしている。

理事・監事・評議員は、寄附行為の定めるところに従って選任され、その任務 に就いている。

理事会及び評議員会は、原則として年4回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時に開催され、各構成員の出席状況は良好である。監事による監査は、「学校法人東京成徳学園監事監査規程」に基づき定期的に行われ、監査の結果は理事会及び評議員会に報告されている。また、監事は、業務監査の一環として、大学運営委員会にもオブザーバーとして出席している。

令和2年4月施行の私立学校法の改正に際し、役員の責任の明確化、監事の理事に対する牽制機能の強化等につき寄附行為の変更を行い、監事の理事会招集請求を含めた改正事項につき明文化を行い、令和3(2021)年度においては「学校法人東京成徳学園理事会運営規程」(以下「理事会運営規程」という。)及び「学校法人東京成徳学園評議員会運営規程」にて具体的な手続きの明文化も行っている。理事会及び評議員会は一連の改正内容を踏まえた運営が行われている。

上記の通り、本学園及び本学の経営は、寄附行為や関係法令等に基づいて執行されており、学校法人の規律は保たれ、誠実に運営されている。

ロ) 法令などに基づき、教学マネジメント指針を参考に、情報の公表を適切に行っているか。

情報の公表については、私立学校法第 63 条の 2 に基づき、寄附行為第 39 条に定める「寄附行為」「監査報告書」等学校法人の情報を学園ホームページで公表しているほか、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況に関する情報及び財務情報について、大学ホームページの「法令に基づく情報公表」で公表している。また、学園及び大学を含む設置各校・園の年度活動内容を報告する事業報告書に関しても、令和元(2019)年度(令和 2(2020)年 6 月開示)分より説明事項の追加、表示方法の変更などの改善対応を行っている。

ハ) 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システムを適切に整備しているか。

令和7(2025)年4月1日に施行される改正私立学校法に対応して寄附行為を改訂し、学園内部統制システム整備の基本方針の制定及び関連する規程等の整備を令和6(2024)年度中に行う予定である。

②環境保全、人権、安全への配慮

イ) 環境や人権について配慮しているか。

1) 環境保全への配慮

平成 19(2007)年 7月に「東京成徳大学環境方針」を制定し、以後、環境保全という観点から地球温暖化防止のための温室効果ガス排出規制に向けた省エネ、"クールビズ・ウォームビズ"等の諸施策を継続的に実施している。

また、本学では、応用心理学部臨床心理学科基礎・教養科目や経営学部の基礎科目「環境論」、国際学部教養科目、応用心理学部健康・スポーツ心理学科の基礎教養科目「地球環境問題」を開講し、学生に対する環境教育を実施して環境保全の重要性の周知に努めている。

2) 人権への配慮

- (a) セクシュアル・ハラスメントを始めとする各種ハラスメントを防止するため、「学校法人東京成徳学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、ハラスメント防止委員会を組織して、ハラスメント防止に向けた啓蒙活動を実施している。具体的には、「東京成徳大学・東京成徳短期大学ハラスメント防止委員会運用細則」及び「東京成徳大学・東京成徳短期大学ハラスメント防止委員会運用細則」及び「東京成徳大学・東京成徳短期大学ハラスメント防止委員会運用細則」に基づき、防止委員会及びハラスメント相談員を置いて、各種ハラスメントの防止対策、問題発生時の対応、苦情相談等に対応する体制を敷いている。前記の学園のハラスメント防止等に関する規程は、パワーハラスメント防止措置の義務化(令和2年6月)を踏まえた内容となっており、学園としてハラスメント防止は教職員の義務であるとの方針のもと周知・啓蒙に取組んでいる。
- (b) 「学校法人東京成徳学園個人情報保護規程」(平成 17(2005)年 4 月制定)の下、「東京成徳大学個人情報保護取扱規則」を制定して、個人情報保護委員会を組織し、個人情報保護に関する理解と意識を深めて適正な個人情報管理に努めている。

過去の授業において、Web サイトを利用した課題提出の回答レポートがネット上の検索にかかるという事故が発生したが、関係方面への善後策実施により拡散を防止して原因・対策を周知した結果、その後に関連事故は起きていない。令和3年10月施行及び令和4年4月施行の個人データの取扱い、情報漏えいへの対応に関する改正対応も行い、高度化する個人情報への対応にも意を用いている。

(c) 教職員の労働基本権は、「東京成徳学園就業規則」及び「東京成徳学園非常 勤教職員就業規則」に労働条件が定められ、適正に当局への届出がなされてお り、その権利は保護されている。

- (d) コンプライアンス重視の観点から、「東京成徳学園公益通報者保護規程」が 平成 18(2006)年4月に制定され、法令違反行為を内部通報した者の地位は保護されている。さらに令和4(2022)年6月施行の法令変更(通報範囲の拡大等)にも 対応している。
- (e) 大学院では、平成 20(2008)年4月に「東京成徳大学大学院心理学研究科研究倫理委員会規則」を制定して、人間を対象とする調査研究に係る倫理審査体制を構築し、平成 22(2010)年度からその審査対象を全学に拡げている。平成 31(2019)年4月には、「東京成徳大学研究倫理規程」「東京成徳大学研究倫理委員会規程」「東京成徳大学研究倫理委員会規程」「東京成徳大学研究倫理規程」を制定し、党部においては
- (2019)年4月には、「東京成徳大学研究倫理規程」「東京成徳大学研究倫理妥員会規程」「東京成徳大学人を対象とする研究倫理規程」を制定し、学部においても各研究領域の審査体制を構築した)。
- ロ) 学内外に対する危機管理の体制を整備し、それが適切に機能しているか。 安全への配慮については、以下の取り組みを行っている。
- (a) 本学内外において発生するさまざまな事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、キャンパスの構成や特性を加味して「東京成徳大学・東京成徳短期大学危機管理規程」を制定した(平成29(2017)年3月)。この規程は、自然災害のみならず、大学が行う教育研究事業に影響を及ぼすすべての危機を包括的に捉えて対応策を講じ、教職員・学生の生命及び身体の安全、さらに大学財産の保全を目的とするものである。

また、不測の災害から身を守るため、「震災対応マニュアル」(学生向け)を作成し、教職員にも配布している。

- (b) 東日本大震災を教訓として、不測の災害による帰宅困難者の発生に備え、 一定量の飲料水と食料等の備蓄を行っている。
- (c) 応用心理学部健康・スポーツ心理学科では、専門科目「救急処置方法論」において、日常生活などで起こり得る事故やケガに対し、初期対応、連携の重要性を理解し、一次救命処置や救急処置が適切に行える知識と手順を習得することを目的とする科目を開講している。
- (d) 授業や課外活動に伴う災害傷害に備え、学生教育研究災害傷害保険と同付 帯賠償責任保険に全学生を団体加入させている。
- (e) 諸設備の安全稼動・衛生保持のため、法令点検を始めとする諸設備の定期 点検を実施している。
- (f) インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の学校感染症の集団罹病を 防ぐため、感染者発生時の対応等についてマニュアルを作成し、学生便覧で周知 して注意を喚起している。

6-2. 理事会の機能

- ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
- ②使命・目的の達成への継続的努力
 - (1) 6-2 の自己評価と事実の説明
- ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- イ)使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、それが適切に機 能しているか。
- 口)理事会の運営を適切に行っているか。
- ハ)理事の選任を適切に行っているか。
 - 1) 理事会の意思決定体制

本学園の理事会は寄附行為、及び理事会運営規程の定めるところにより運営されている。

理事会は、8~9人の理事定数に対し、実数が8人で、うち3人が外部理事である。外部理事によるガバナンスの観点より学識経験者及び会社経営者等から選出し、内外のバランスを考慮した構成としている。特に定めのある場合を除き理事総数の過半数の出席で成立し、さらに出席理事の過半数により議決される。定期開催は年4回で、毎回ほぼ全理事が出席しているほか、監事も招請により出席している。さらに、必要な場合には臨時理事会を招集することがある。

2) 理事会の機能性

寄附行為第6条では、学長職は理事に就くこととしている。このことにより、 理事会は、学長理事から教育現場の詳細な情報を入手して判断できる体制となっ ている。

理事会の議決事項は、理事会運営規程第10条に定められている。理事会に付議される大学案件は、事前に学部教授会及び大学運営委員会(委員長は学長)において審議され、大学運営委員会には、大学運営委員会規程第5条に基づいて、理事長及び学園長(学事顧問)が常時出席している。

理事長は、大学運営委員会に出席することにより、理事会に諮る前段階から大 学案件の審議プロセスに参加して課題を共有する。

前述の理事会は年4回の定期開催としているが、必要とする場合は 臨時に開催する体制ができており、理事会の機能性は確保されている。また、令和2(2020)年4月施行の私立学校法の改正を受け、監事が理事会を招集できる場合の 寄附行為の変更に合わせた規程整備も行った。

②使命・目的の達成への継続的努力

イ) 大学の使命・目的を達成するために継続的な努力をしているか。

本学の使命・目的を実現するため、学園では継続的な努力を行っているが、近年では平成 27(2015)年の学園創立 90年を機に、創立 100年に向けて「東京成徳ビジョン 100」を策定し、教職員に配布するとともに学園ホームページに公表している。同ビジョンを具体化するため、3年ごとの 3期に分け中期事業計画を策定し、現在第 2期(令和 $2(2020) \sim 4(2022)$ 年度)及び第 3 期(令和 $5(2023) \sim 7(2025)$ 年度)にわたる 6年間の中期事業計画を策定し、実行している。

さらに、東京成徳学園のブランド構築への取組として、令和元年度から東京成徳大学のブランド戦略強化に取組み、ブランド戦略会議を組織化した。令和2(2020)年9月に大学のブランド・ステートメントとタグラインについて、それぞれ「多様性の中で共生し、新たな自分を発見するとともに、自らの信念をもって

未来をデザインする人材を育成します。」、「つながる学び、広がる未来。」とにま とめ上げ、内外に公表し教職員一丸となって実現を目指している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

- ①法人の意思決定の円滑化
- ②評議員会と監事のチェック機能
 - (1) 6-3 の自己評価と事実の説明

①法人の意思決定の円滑化

イ) 意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行っている か。

法人の意思決定は、理事長が招集する理事会において行われる。理事会の審議事項は、寄附行為第24条(諮問事項)に規定される評議員会への諮問事項については必要な評議員会の意見聴取を経て、理事会運営規程第10条(議決事項)に基づき付議され決議される。理事会においては、大学に関する審議として、中期計画を含む予算・事業計画等の審議のほか、大学の学則改正や学内組織変更、役職者人事等の重要事項が審議される。

理事・評議員のうち、大学在籍の理事が学長1人、評議員が学長、事務局長、 学部長等4人の6人となっている。これら大学在籍理事等の選任及び配置は、大 学管理職層の知見を法人経営に活用しようとするもので、円滑な法人の意思決定 に寄与している。

ロ) 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みについては、教員は、教授会・各委員会・学科会議などを通じて、事務職員については、所属課長との人事面談などを通じて提案できる機会がある。また、大学運営委員会、学部長等会議でも、構成員の教職員は理事長と学長に直接意見を伝えることが可能となっている。

②評議員会と監事のチェック機能

イ)評議員の選任を適切に行っているか。

寄附行為では理事長の諮問機関として評議員会を設置している。評議員会は教職員、学園設置校卒業生、学識経験者、学園功労者及び理事を選任区分とする評議員 17~21 人の定数で構成され、中期事業計画、予算書を始めとする理事会審議事項等について幅広く意見を徴する体制となっている。

評議員の選任については、寄附行為第 26 条に基づき理事会の審議を経て選任し 適切に行っている。

口)評議員会の運営を適切に行っているか。

評議員会の開催は、評議員会運営規程に基づいて、年4回定期的に行われるほか、必要とする場合には臨時に開催される。諮問事項は、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないものとして寄附行為第24条に定めている。評議員の出席状況は良好である。

ハ) 監事の選任を適切に行っているか。

監事の選任は、寄附行為第7条に基づき評議員会の審議を経て2人の非常勤監事を選任している。

二)監事は、監事の職務を適切に行っているか。

監事の職務は、寄附行為第 14 条に規定され、これらの職務を適切に遂行している。また、業務監査の一環として、大学運営委員会にも年 2 回オブザーバーとして出席し直接モニタリングしている。理事会及び評議員会へ毎回出席している。具体的には、理事会に出席するほか、理事長から、私学の経営環境、学園の現状と主要課題及びその取組状況、将来計画等について直接報告を受けるとともに、評議員会、部門合同会議や大学運営委員会にも出席して、業務監査を実施している。

また、会計監査の終了後に開催される「公認会計士・監事協議会」を通じて、 相互の連携を強化して情報の共有を図るとともに、監査の質の向上と効率化を目 指している。

財産状況の監査については、決算終了後に貸借対照表、財産目録と諸帳簿、証 憑書類の照合等によって行っているほか、理事会や評議員会に出席して、財産状 況に関する事項の把握に努めている。

以上の監査活動を通して、令和 2(2020)年 4 月施行の理事の業務執行の状況の 監査にも対応しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行 について、毎年度、厳正に監査を実施している。

監査報告については、法令の定めるところに従って、監査報告書を理事会及び 評議員会に提出するとともに、出席して直接監査報告を行っている。

6-4. 財務基盤と収支

- ①財務基盤の確立
- ②収支バランスの確保
- ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己評価と事実の説明

①財務基盤の確立

イ) 大学を運営するために必要な財務基盤を確立しているか。

学校法人全体の過去5年間における学生生徒納付金収入は、令和2(2020)年度をピークに減少しているが、資金収支の翌年度繰越支払資金は毎年度増加しており、純資産構成比率も88%台から90.8%まで向上している。しかしながら、令和4(2022)年度以降、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額ともマイナスとなっている。

収支改善の課題には、支出削減は欠かせず、支出の約6割を占める人件費の圧縮に努めてきたが、令和5(2023)年度給与はエネルギー価格を始めとする諸物価高騰、社会情勢を踏まえてベースアップを行ったため、他の経費の支出を抑えている。施設設備の取得に当たっては、原則として相見積りとするなどの支出削減に最大限努力している。人件費については、公務員賞与改定状況等を勘案する

とともに教職員の働くモチベーションアップの観点から、賞与・期末手当の支給率の引上げを行っているものの、55歳以上教職員の昇給停止措置を継続し抑制を図っている。また、光熱水費・損害保険料等の固定的であった経費に関しても、新電力の導入や省エネ機器の導入、保険付保の見直しなどにより経費削減を推進している。

経営資源の選択と集中を進める一方、本学では内部事務効率化等の業務の効率化を図っている。まず、令和4(2022)年度に十条台キャンパスへの学部学科の移転に合わせて、教職員の集中、特に事務面での八千代キャンパスから十条台キャンパスへの移転を進めた。事務局内体制・課制の見直しを行い、さらにはWebバンキング化の一層の進展、科研費管理システムの運用を進めた一方、十条台と八千代の二つのキャンパスによる非効率事務や業務手順の相違の解消も行った。今後、ICT化、AIの活用などデジタル化への対応に努め一層の効率化を図っていく。

②収支バランスの確保

- イ) 収入と支出のバランスが保たれているか。
- 口) 外部資金の導入の努力を行っているか。

学校法人全体の基本金組入前当年度収支差額は、令和3(2021)年度までは黒字であったが、令和4(2022)年度以降は支出超過となっている。令和4(2022)年度は、教育研究活動支出は前年度より減少したものの、学生・生徒・園児数が伸び悩んだ影響で教育活動収入の減収の影響が大きい(△8百万円)。令和5

(2023) 年度については、大学・短期大学及び高校 1 校の入学者の減少から全体の在籍者が減少したことにより、学生生徒納付金及び経常費等補助金が減収となった。但し、寄付金や雑収入が増収であったことから、経常収入は前年比で微増となったが、空調更新や LED 照明への切り替え等による支出増が原因である (△122 百万円)。

引き続き教育内容の質の向上、募集の改善・強化を図り一層の改善を行う。また、収入の多様化を図るため寄付金募集の積極化にも注力してきたが、特に寄付金については必ずしも十分なレベルではなく、手法の改善を検討する。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

- イ) 中期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っている か。
 - 1) 学園ビジョンと中期事業計画の策定

学園は、前出の「東京成徳ビジョン 100」で示したビジョンに基づき、教育体制・経営基盤・ネットワークの拡充を重点目標に、平成 29(2017)年度から 3 年単位の中期事業計画を策定している。

中期事業計画については、第 1 期中期事業計画(平成 29(2017)~31/令和元 (2019)年度)の最終年度にあたり、基本方針、重点施策、ロードマップ等について PDCA サイクルを回すことにより進捗状況をチェックし、令和 2(2020)年度から始まる第 2 期(令和 2(2020)~4(2022)年度)及び第 3 期(令和 5(2023)~7(2025)年度)の中期事業計画について連続的に策定し、併せて財務計画も策定した。令

和 4(2022)年度及び令和 5(2023)年度についても、「東京成徳ビジョン 100」に基づき一貫性を持って中期事業計画の戦略部分の推進に努めた。

計画策定に際しては、毎年2月に学園各校の幹部教職員が出席し開催される「部門合同会議」において、中期事業計画の当年度成果がレビューされ、目標に対する具体的施策の進捗度の認識と次年度の目標や推進方法の再確認が行われており、PDCAサイクルによる計画のフォローが行われている。

「東京成徳ビジョン 100」に沿った財務計画については、教育・研究活動や設備投資等の重点施策が盛り込まれ、第 1 期中期事業計画に沿った 3 年間(平成29(2017)~31/令和元(2019)年度)の予算計画が策定されるとともに、長期設備案件を見通してさらに向こう 3 年間の予算計数も見積もった。令和 2(2020)年度からの第 2 期(令和 2(2020)~4(2022)年度)及び第 3 期(令和 5(2023)~7(2025)年度)についても、同様に重点施策に基づく優先配分を行うなど、中期事業計画の実現に沿う財務計画の策定と執行に努めている。

2) 年度予算の策定

本学園の予算は、まず前年9月に評議員会の諮問を経て理事会で予算編成方針が決議された後、各部門に予算策定が示達される。予算担当の部署では、編成方針及び中期事業計画に基づく当年度新予算の策定を、学科・委員会等の予算執行単位ごとに依頼する。総務課では提出された事業計画案と予算要求案を取り纏め検討し、部門案として法人本部に提出する。

法人本部は、各部門に実行時期・必要性等のヒアリングを行うなど、内容を精査しビジョンや中期事業計画と照らし合わせて、まずは2月の部門合同会議にて予算原案の概略が示され、3月の評議員会と理事会に事業計画と合わせて新年度予算として付議している。

さらに、5月開催の評議員会・理事会において、入学者数、教職員の異動・昇 給、前年度決算の確定値等を踏まえて予算修正を行い、確定予算が示達される。

3) 予算執行の点検・見直し

大学事務局の予算担当は、確定予算示達を受け施設設備費、教育研究費、旅費等の主要項目について予算を個別に管理する。また、管理会計のシステムを利用し、月次試算表、資金収支月報等による予算対実績の執行状況管理を行い、法人本部宛に毎月報告している。

法人本部ではこの月次報告を受けて、全体の予算執行状況を管理するとともに、超過することが見込まれる、あるいは、新たな支出が必要な場合については、評議員会を経て理事会に補正予算を提議し予算の変更を行っている。

各年度の事業活動については、事業報告書として、法人の概要、当年度の事業 概要及び財務概要並びに決算内容等を所定の様式に沿って取纏め、収支について はグラフ化するなどの工夫をしたうえで、学園のホームページにて公開してい る。

さらに、内部監査で支払事務の適切性等の監査が毎年度行われ、内部事務の精度向上を図り、さらに令和3(2021)年度以降は科研費に関する監査の充実を行っ

ている。効率的な運営を図るとともに、研究費に関する管理規程の見直しを行い コンプライアンスの徹底を図っている。

6-5. 会計

- ①会計処理の適正な実施
- ②会計監査の体制整備と厳正な実施
 - (1) 6-5 の自己評価と事実の説明

①会計処理の適正な実施

イ)学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施し ているか。

本学の会計は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人東京成徳学園経理規程」 に基づいて適切に処理されている。

会計処理の単位組織は、十条台キャンパス(大学及び短期大学)及びその他の 併設校、法人本部としており、法人本部が統括している。

会計処理は、予め法人本部の承認を得た単位組織の会計担当者が、法人本部が管理する外部設置のサーバに会計仕訳データを Web 画面上で入力する仕組みとなっている。

会計担当者は、会計取引実行の前に所定の手続きにより管理者の承認を得ることとし、会計仕訳入力後に出力される会計伝票に管理者の確認印を受けることとなっている。

支払の承認については、法人本部稟議承認によるとともに、一定限度額については「委任限度額に関する内規」に基づき各部門の所属長に権限移譲されており、さらに各校において下位の管理者へ権限移譲できることが定められている。

ロ) 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成している か。

各部門予算は、法人本部統制の下、下記のプロセスで決定される。

- a) 本学園の予算は、評議員会に諮問された後、理事会で決議された学園の年度 予算策定方針に基づき、事務局総務課が策定して、事業計画と併せて法人本部へ 提出する。
- b)法人本部は、部門ヒアリング等を踏まえて部門間調整及び査定を行い、3月 開催の評議員会及び理事会に諮って予算を決定する。
- c)年度予算は、前年度決算、入学者数、教職員給与等の確定数値によって5月 理事会で補正が行われ、最終確定する。
- d)法人本部から年度予算の示達を受けた各部門は、部門内の各部署に予算を配 賦し、執行を管理する。さらに年度中に変更が必要な場合は補正予算を策定して いる。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

- イ) 会計監査人の選任を適切に行っているか。
- 口)会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

本学園の会計監査は、公認会計士1名及び監査法人により行われている。

会計監査は、中間監査及び年度の決算監査をもって実行される。

中間監査では、主に前期分の会計取引についてその妥当性、合理性、正確性を 現地における往査を含めて確認し、結果は法人本部へ報告される。また、この機 会に会計事務処理に関する相談・確認が行われる場合もある。

年度の決算監査では、上記に加えて予算執行状況、決算数値に対する根拠のヒアリング、エビデンスの提示、仮勘定計上の妥当性、会計に関るガバナンス等が精査される。

会計監査の結果は、「公認会計士・監事協議会」において、監事に対しても報告 される。

また、学園の社会的信頼性の保持と健全な運営を確保するため、平成28(2016)年度より実施された内部監査(平成28(2016)年度はプロジェクトチームによる実施)は、平成29(2017)年度からは規程・体制(内部監査室を理事長の下に設置)が整備され、平成30(2018)年度には大学・短期大学の主に支払事務についての内部監査が実施され、次いで令和2(2020)年度に改めて大学・短期大学の支払事務についての内部監査が実施され、令和3(2021)年度以降は大学・短期大学の従来監査に加え、科研費についても内部監査が実施されている。

監事は、基準項目 6-3.②に記した通り、理事会に出席するほか、理事長から、私学の経営環境、学園の現状と主要課題及びその取組状況、将来計画等について直接報告を受けるとともに、評議員会、部門合同会議や大学運営委員会にも出席して、業務監査を実施している。

また、会計監査の終了後に開催される「公認会計士・監事協議会」を通じて、 相互の連携を強化して情報の共有を図るとともに、監査の質の向上と効率化を目 指している。

財産状況の監査については、決算終了後に貸借対照表、財産目録と諸帳簿、証 憑書類の照合等によって行っているほか、理事会や評議員会に出席して、財産状 況に関する事項の把握に努めている。

以上の監査活動を通して、令和 2(2020)年 4 月施行の理事の業務執行の状況の 監査にも対応しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行 について、毎年度、厳正に監査を実施している。

監査報告については、法令の定めるところに従って、監査報告書を理事会及び 評議員会に提出するとともに、出席して直接監査報告を行っている。